

平成 29 年度行政監査の結果(概要)

1 監査のテーマ 支出事務について

2 監査の目的及び着眼点

これまでの定期監査では財務に関する初歩的なミスの指摘が続いており、その中には財務の仕組みの理解不足に起因すると思われるものがあることから、支出事務を担当する職員や所属長の支出事務への対応を検証した。監査の着眼点は次のとおりである。

- (1) 支出事務は適正に執行されているか。
- (2) 支出事務に関連する情報は適切に提供されているか。
- (3) 支出事務にマニュアルや参考図書は活用されているか。
- (4) 新採用職員に対するものを含め、研修は効果的に実施されているか。

3 監査の対象部署 支出事務を行っている 66 の部署

4 監査の結果 実態調査の主なものは、次のとおりである。

(構成比)又は<割合>

支出事務に従事した通算経験年数	【支出事務担当職員】
1年未満	15 人(22.7%)
1年以上3年未満	23 人(34.8%)
3年以上	28 人(42.5%)
支出事務担当職員の半数以上が、3年未満の職員であった。	

支出事務の疑問を解消する方法	【支出事務担当職員】
前例を調べる	63 人<95.5%>
マニュアル・手引等を参照する	65 人<98.5%>
制度所管課に確認する	56 人<84.8%>
「マニュアル・手引等を参照する」が最も多く、次に「前例を調べる」であった。	

マニュアル等の参照	【支出事務担当職員】
経理実務ハンドブック	64 人(97.0%)
経理実務研修テキスト	62 人(93.9%)
契約事務マニュアル	63 人(95.5%)
主なマニュアルは、9割以上参照している。	

支出事務に従事した経験	【所属長】
従事したことがある	51 人(77.3%)
従事したことがない	15 人(22.7%)
所属長の2割以上が、支出事務に従事した経験がない。	

新採用職員に対する所属長の指導	【所属長】
十分にできている	5 部署(13.5%)
ある程度できている	21 部署(56.8%)
あまりできていない	10 部署(27.0%)
できていない	1 部署 (2.7%)
経理の仕組みやルールへの指導は、およそ3割があまりできていない。	

決裁時にチェックしている項目	【所属長】
おおむねすべての内容	49 人(74.3%)
主に意思決定に必要な内容	14 人(21.2%)
個別には確認しないことがある	1 人 (1.5%)
7割以上の所属長が、おおむねすべてチェックしている。	

経理実務研修の受講	【支出事務担当職員】	【所属長】
ある	59 人(89.4%)	56 人(84.9%)
ない	6 人 (9.1%)	9 人(13.6%)
支出事務担当職員・所属長ともに、8割以上が受講している。		

支出事務に対する不安	【支出事務担当職員】	【所属長】
ない・ほとんどない	21 人(31.8%)	29 人(44.0%)
時々ある	34 人(51.5%)	34 人(51.5%)
よくある	11 人(16.7%)	3 人 (4.5%)
支出事務担当職員は7割近く、所属長は半数以上が、「時々」又は「よく」不安を感じている。		

5 監査意見

(1) 支出事務の適正処理に向けた環境整備

支出事務に関する制度所管課が発する通知やマニュアル等は疑問を解消するために参照されていることから、これらの掲載先の閲覧環境の改善や提供している情報の内容充実、財務関連情報の一元化、参考図書の有効活用に向けた取組を望む。

財務会計システムの入力漏れや誤りを防止するためのシステム的な対策を講じることにより基本的なエラーの減少などが期待されるため積極的な検討を望む。その一方で、職員の財務に関する知識の空洞化を招かないような仕組みについては対応策を講じる必要がある。

(2) 財務に関する研修の在り方の見直し

所属長の半数以上は、支出事務に誤りがないかについて不安を感じているため、平成 28 年度に実施したような管理職のチェック能力の向上を計るための経理実務研修をさらに対象を広げて実施する必要がある。

経理実務研修は初めて支出事務に従事する職員等が安心して事務に従事できるよう人事異動に近接した時期の実施の検討を望む。

また、所属長から適切な研修受講の働きかけができるように、行政監理室は年度当初に年間研修スケジュールを示したり、人事異動で新たに配属された職員の研修履歴を所属長に提供すべきである。

(3) 新採用職員の育成

新採用職員がスムーズに財務事務に入ることができ、職場に溶け込めるようにする観点からは財務事務や文書事務等に関する基礎部分の学習機会が早期に与えられることが必要である。

支出事務に関する疑問解消の手段の一つとして多くの職員が前例を参照しているが、時として前例どおりに処理をすることが主眼となり、仕組みを理解しないまま処理されることにより、前例の誤った事務処理が繰り返される可能性もあるのではないかとと思われる。疑問の解消には、さまざまな方法があり、職場内での日常の指導に加え、職員研修等の機会に疑問の解消方法に関する具体的な情報提供を行うべきである。

(4) 職員の基礎力の養成

会計課、総務部、財政部等の関係組織が「支出事務の適正化」を共通目標として設定し、総合的な観点から検討を行い、連携して環境整備に向けた取組を進めることが必要である。